

NO. 2 蓄電池

対象要件	<p>再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムで、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 蓄電池容量が1 kWh以上の定置用のもの</p> <p>イ 一般社団法人環境共創イニシアチブの補助対象機器として認められたもの又はそれと同等以上の性能を有すると認められるもの</p> <p>ウ 太陽光発電システムが既に設置されている建物又は新たに設置される建物に導入されるもの</p>
補助対象経費	<p>①機器購入費</p> <p>ア 蓄電池部</p> <p>イ 電力変換装置</p> <p>②その他付属機器購入費（配管及び配線器具）</p> <p>③設置工事費</p>
必要書類	<p>①スマートエネルギー導入補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>②スマートエネルギー導入補助金交付請求書（様式第2号）</p> <p>③事業概要書（別紙2号）</p> <p>④見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの）</p> <p>⑥保証書の写し</p> <p>⑦施工写真（製品型式が読み取れる写真、建物全景の写真、設置箇所の施工前、施工中、施工後の写真）</p> <p>⑧配線図（太陽光発電システムとの連携が確認できる書類）</p> <p>⑨蓄電池容量が分かるもの（カタログの写し等）</p> <p>⑩案内図（住宅地図等）</p> <p>⑪建物所有者同意書（書式2）※申請者以外の所有者がいる場合に限る。</p> <p>⑫共同名義人同意書（書式3）※申請者以外の名義人がいる場合に限る。</p> <p>⑬法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し（事業者の場合に限る。）</p> <p>⑭当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（事業者の場合に限る。）</p> <p>⑮その他市長が必要と認める書類</p>

備考

- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。